

令和2年度税制改正について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

令和2年1月

令和2年度税制改正要望結果

(まち・ひと・しごと創生本部事務局、地方創生推進事務局)

地方創生の推進(拡充・延長2件、延長6件)

◆地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長 (国税、地方税) ☆ 1

- 地方公共団体が行う地方創生の取組に対し企業が寄附を行った場合の課税の特例措置の適用期限を5年間延長するとともに、企業が更に寄附しやすくなるよう、税額控除割合の引上げや認定手続の簡素化等を図る。〔内閣府と内閣官房の共同要望〕

◆地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充・延長 (国税、地方税) ☆ 2

- 企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限を2年間延長するとともに、人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充等を行う。

◆小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長 (国税) 3

- 中山間地域等における雇用創出や生活サービス(小さな拠点形成事業)を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の課税の特例措置(寄附金控除)の適用期限を2年間延長する。

◆国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長 (国税、地方税) 4

- 国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する法人が、国家戦略特区内において機械等の取得等をした場合に、取得価額の45%(建物等は23%)の特別償却又は14%(建物等は7%)の税額控除ができる特例措置の適用期限を2年間延長する。

※ 無印は延長、☆は拡充・延長

令和2年度税制改正要望結果

(まち・ひと・しごと創生本部事務局、地方創生推進事務局)

地方創生の推進(拡充・延長2件、延長6件)

- ◆国家戦略特区における所得控除制度の延長 (国税、地方税) 5
 - 国家戦略特区内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして大臣の指定を受けた法人について、その事業による所得の20%を課税所得から控除できる現行の特例措置の適用期限を2年間延長する。
- ◆国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長 (国税、地方税) 6
 - 一定の民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置(所得税、個人住民税の税率を軽減等)の適用期限を3年間延長する。
- ◆国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長 (国税) 7
 - 認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から取得金額(8百万円限度)と総所得金額等の40%相当額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除できる現行の特例措置の適用期限を2年間延長する。
- ◆国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長 (国税、地方税) 8
 - 国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する法人が、国家戦略特区内において機械等の取得等をした場合に、取得価額の45%(建物等は23%)の特別償却又は14%(建物等は7%)の税額控除ができる特例措置の適用期限を2年間延長する。

※ 無印は延長、☆は拡充・延長

地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引上げや手続の簡素化等、大幅な見直しを実施する。

施策の背景

<現行制度の概要>

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和元年度までの間、法人関係税(法人住民税、法人事業税、法人税)に係る税額控除の措置が講じられている。

<実績及び課題>

- 企業版ふるさと納税は、活用実績が増えているものの(寄附額:㊸7.5億円、㊹23.6億円、㊺34.8億円)、本税制を活用している地方公共団体数は428団体(24.5%)にとどまっているなど、活用促進の余地は大きい。

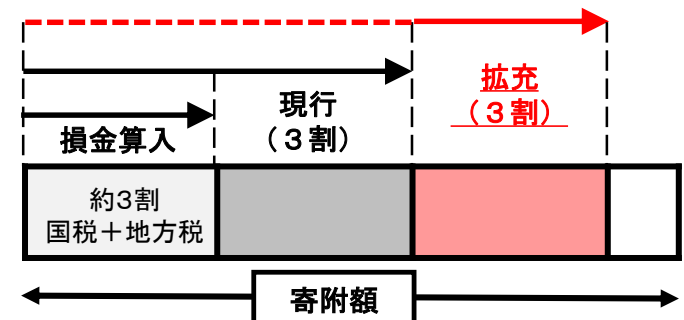
<「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)>

- 企業版ふるさと納税について、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討することとしている。

要望結果

1. 税額控除の特例措置を **5年間(令和6年度まで)延長**する。
※延長された期間の中途において効果検証を実施する。
2. **税額控除割合**を3割から**6割に引き上げる**。
3. 個別事業を認定する方式から**包括的な認定**とし、
法適合性を事後報告する方式に転換する。(認定手続の簡素化)
4. **併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大**する。
5. **寄附時期の制限を大幅に緩和**する。
(地域再生計画の認定後は寄附の受領を可能とする。)

例) 100万円寄附すると、法人関係税において
最大約90万円の税が軽減



地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充・延長

(国 税) 法人税
(地方税) 法人住民税、事業税

1. 地方拠点強化税制の概要

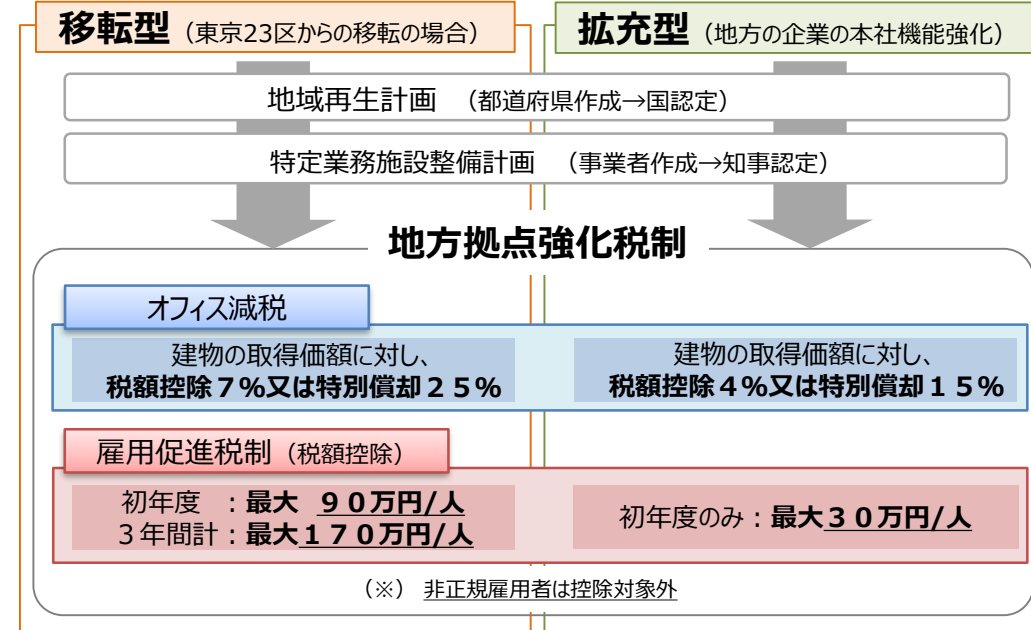
- 地方での雇用を創出するため、企業が本社機能の地方移転又は地方拠点の強化を行う場合、税制優遇措置を講じる。

2. 整備計画の認定状況 (令和元年11月末時点)

- 事業件数 **371件**
うち、本税制の適用実績 (平成27～29年度)
【オフィス減税】 **55件**
【雇用促進税制】 **19件**
- 雇用創出人数 **14,939人**

3. 令和2年度税制改正要望の結果概要

- オフィス減税・雇用促進税制ともに、**適用期限を2年間 (令和4年3月末まで) 延長。**
- 雇用促進税制 (移転型) について、**税額控除を拡充。**



(※) 税額控除額については、企業が東京23区から近畿・中部圏中心部以外の地方へ本社機能を移転した場合で、かつ正規の新規雇用者を雇い入れた場合の額を示す。

現行

- 初年度の税額控除 : 60万円 or 90万円/人 (※) 企業全体の雇用増加率5%以上で90万円/人
- 3年間の適用期間における税額控除 : **150万円/人** (※) 上限は企業全体の雇用増加分
うち、オフィス減税との併用分 : **90万円/人** (※) 上限は地方での雇用増加分

拡充

- **90万円/人** (※) 雇用増加率に関わらず、一律
- **170万円/人** (※) 現行と同様
120万円/人 (※) 現行と同様

- 雇用促進税制 (移転型・拡充型) の**適用要件を一部緩和等。**

現行

- 企業全体の給与額が、前年度より一定以上増加しなければ、雇用促進税制の適用不可
(※) 雇用者数の増加率×2.0%以上増加していること
- 雇用促進税制の適用対象となる施設整備の範囲のうち、「既存施設の用途変更」に該当するかどうかの判断基準が不明確

緩和等

- 企業全体の給与額の増減に関わらず、適用可能
(※) 要件を廃止
- オフィス環境の整備 (例 : 事務機器の増設) を行う場合でも、雇用促進税制の適用可能であることを明確化

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長

(国 税) 所得税

地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用機会の創出や生活サービスの提供(小さな拠点の形成に資する事業)を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の課税の特例措置の延長を行う。

【背景・目的】

人口減少や雇用状況の特に厳しい中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供を行う株式会社に対する投資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。

【制度概要】

株式会社による小さな拠点形成事業の実施

生活サービス等の提供・地域の就業機会の創出

(事例)

産直市場の運営



株式会社豊かな丘 (長野県豊丘村)

日用品の販売



株式会社長谷 (兵庫県神河町)

高齢者の生活支援



株式会社あいポート仙田 (新潟県十日町市)

ガソリンスタンドの運営



株式会社大宮産業 (高知県四万十市)

出資



【個人出資者】

(地域住民・地域外の支援者など)

寄附金控除の対象

(出資額分(※)を総所得金額から控除)

※出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

暮らし続けられる地域の維持・発展

- ・対象地域: 中山間地域等の集落生活圏(都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア)
- ・会社要件: 中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

【要望結果】 一部見直し(※)のうえ、本税制の適用期限を2年間延長する。(令和2年4月1日～令和4年3月31日)。

※控除対象限度額の引き下げ(1,000万円⇒800万円)及び提出書類の削減 <エンジェル税制共通の見直し事項>

現行の国家戦略特区制度において認められている特別償却又は投資税額控除の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を2年延長する。(H26年度創設)

施策の背景

<制度概要>

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる制度。

【対象】 国家戦略特区の規制の特例措置の適用を受ける事業又は利子補給金の支給を受ける指定金融機関からその利子補給契約に係る貸付を受ける事業「医療」、「国際」、「農業」分野の特定事業を行うものに限る。

【対象設備】機械・装置(取得価額:2千万円以上) ※(4千万円以上)
開発研究用器具・備品(取得価額:1千万円以上) ※(2千万円以上)
建物・附属設備・構築物(取得価額:1億円以上)

※特定中核事業(先端的術を活用した医療等の医療分野及び革新的な情報サービスを活用した農業の生産性向上に係る研究開発)に該当する場合

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	45%
	建物及びその附属設備並びに構築物	23%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	14%
	建物及びその附属設備並びに構築物	7%

要望結果

○ 一部見直し(※)の上、本税制の適用期限を2年間延長する。(令和2年4月1日～令和4年3月31日) ※対象事業の一部見直し等

現行の国家戦略特区制度において認められている所得控除の特例措置(事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度)について、一部見直しの上、指定会社の指定期限を2年延長する。(平成28年度創設)

施策の背景

<制度概要>

①対象事業

国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、②の対象分野の事業であり、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。(法律・政省令・告示レベルの規制の特例措置が対象)

②対象分野

「医療」、「国際」、「農業」、「一定のIoT等*」

※ 一定のIoT等: インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業

③主な法人指定要件

【指定期限】 令和2年3月31日

【設立時期】 国家戦略特区の指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満であること。

【事業要件】 専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと。

【区域要件】 特区内に本店又は主たる事務所を有すること。特区外の事業所では、調査、広告宣伝等の業務(補助的なものに限る。)以外の業務を行わないこと。特区外の事業所の従業員数の合計がその法人の常勤従業員数の20%以下であること。

要望結果

○ 一部見直し(※)の上、本税制の適用期限を**2年間延長**する。(令和2年4月1日～令和4年3月31日) ※対象事業の一部見直し

国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長

現行の国家戦略特区制度において認められている、特区内における民間再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例措置について、3年延長を行う。(平成27年度創設)

施策の背景

<制度概要>

◆軽減税率(所得税、個人住民税 いずれも 2,000 万円以下の部分につき適用)

・所得税 : 15%(本則) ⇒ **10%**(特区)

・個人住民税 : 5%(本則) ⇒ **4%**(特区)

◆法人重課

(法人税、法人住民税 ※譲渡益の5%)・適用除外

<適用要件>

1. 施行区域の面積が 500 m²以上

2. 次のいずれかに該当すること

①「公益的施設(※1)のうち、原則 2つ以上の整備」を含み、「都市関係のワンストップ特例(※2)を活用」する事業

②「専ら、公益的施設の用に供する建築物」する事業

(※1)公益的施設の種類

高度医療研究施設／外国会社向けインキュベーションオフィス／
MICE用施設／外国人向け学校・保育所・病院、サービスアパートメント
バスターミナル／公園、緑地又は広場 など

(※2)都市関係のワンストップ特例 (国家戦略特区法)

建築基準法／土地区画整理法／都市計画法／都市再開発法／
都市再生特別措置法の特例

要望結果

○ 本税制の適用期限を**3 年間延長**する。(令和2年1月1日～令和4年12月31日)

現行の国家戦略特区制度において認められている国家戦略特別区域における個人出資に係る所得控除の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を2年延長する。(平成27年度創設)

施策の背景

<制度概要>

認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定の額を控除できる制度。

- ・控除額：株式取得に要した金額(1千万円が限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額
- ・適用対象：適用期限の日までに発行される株式を払込みにより取得した一定の個人
- ・会社要件：(1)小規模企業(おおむね従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下)
設立後、3年未満のベンチャー企業 かつ 一定の雇用増加で、売上高営業利益率 2%以下 など
(2)農業・医療・バイオ分野の中小企業
設立後、5年未満のベンチャー企業 かつ 売上高営業利益率 2%以下 など

要望結果

- 一部見直し(※)の上、本税制の適用期限を**2年間延長**する。(令和2年4月1日～令和4年3月31日) ※控除対象限度額の引き下げ(1千万円⇒8百万円)及び提出書類の削減 <エンジェル税制共通の見直し事項>

現行の総合特区制度において認められている国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を2年延長する。(H23年度創設)

施策の背景

<制度概要>

特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。

【対象分野】

- ①環境負荷低減、保全に関する研究開発等
…環境配慮型自動車、再生可能エネルギー源、先進的技術を用いた電池等
- ②高度な医療技術、医療機器、医薬品に関する研究開発等
…放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器等
- ③高度な産業技術に関する研究開発等
…炭素繊維、航空機の機体、半導体集積回路等

【対象設備】機械・装置(2千万円以上)、
開発研究用器具・備品(1千万円以上)
建物・附属設備・構築物(1億円以上)

【特別償却の割合】取得価額の34%(建物等17%)

【税額控除の割合】取得価額の10%(建物等5%)
(当期法人税額の20%までが限度)

【設備等取得の期間】法人指定の日から
令和2年3月31日まで

措置	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	34%
	建物及びその附属設備並びに構築物	17%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	10%
	建物及びその附属設備並びに構築物	5%

要望結果

○ 一部見直し(※)の上、本税制の適用期限を**2年間延長**する。(令和2年4月1日～令和4年3月31日) ※対象事業の一部見直し